

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

○条例案に関すること

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
1	第三者への譲渡は禁止と条例にあります。悪意ある企業等が購入した場合の対策はどう考えているのでしょうか。	質問	説明	条例素案に10年間の転売禁止を明記し、不動産登記簿にも買戻し特約事項を付すこととしております。	小高区 地域協議会
2	企業等が利用しやすいように、譲渡を受けて事業を開始したが、思うようにいかない場合、10年間の譲渡禁止の上で、その後は譲渡を許容することはあってもよいと考えますが、いかがでしょうか。	意見	説明	買戻し特約は10年間までの制度であるので、それ以降については転売の可能性はあると考えています。	小高区 地域協議会
3	法人及び団体については3年以上の活動実績とありますが、この基準は何を根拠と考えていますか。	質問	説明	未利用公共施設の譲渡や貸付については、奨励措置によって減額されても相当の負担が想定されます。また、維持管理費等も相当の負担が想定されることから、企業の一定の実績が必要と考えて3年と設定しています。	小高区 地域協議会
4	法人の場合は、新たに事業を展開する場合に、別法人を立ち上げる場合もあるので、条件を付けて整理しても良いのではないのでしょうか。	意見	説明	今回、いただいたご意見については、募集要項を作成する際に条件を付すなど検討してまいります。	小高区 地域協議会
5	譲渡を受けたい企業等が悪意をもって計画的に破産するなどした場合や、買戻しを行っても居座ってしまうなど、さまざまなことが想定されるが、どのように対応する考えですか。	質問	説明	リスクを最小限に抑えるために、奨励措置適用事業者の審査会委員に学識経験者として、弁護士、会計士、金融機関などの専門家に依頼し、慎重に審査をしていく考えです。 このようなリスクを回避するためにも、企業の実績等の要件や、契約時には買戻し特約等の法的な対応策を実施していく考えです。	小高区 地域協議会
6	廃校は施設が大きいので、複数の企業等が施設を区分して活用したいとの希望も想定されますので、検討していただきたい。	意見	説明	複数の企業等が施設を分割して利用する場合に、権利関係やセキュリティの課題が想定されるので、最初は、1施設1企業で公募をしていく考えです。 なお、応募が無いなど改めて公募をする際には、企業等の意見を聴きながら、分割することの可能性も検討していきたいと考えます。	小高区 地域協議会

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
7	民間企業等への無償・減額譲渡などであれば、本来、その都度、議会の議決が必要となるが、議会側への説明はどのようになっているのですか。	質問	説明	本条例の素案については、今回のパブリックコメント実施前に全議員へ情報提供をしています。 今後の議会での議案審議等の中で説明していく考えです。	小高区 地域協議会
8	利活用促進については、期待するところである。ただし、資格要件を満たしていたとしても、地域性、周辺住民への影響等十分考慮し、適用事業者の精査は適宜すべきだと考えます。	意見	説明	未利用公共施設の利活用にあっては、地域への説明や意見交換等を踏まえて募集要項をまとめていく考えです。また、事業者の選定に当たっては、弁護士、会計士、金融機関などの専門家及び、地域の代表者などで構成する審査会の中で審査をしていく考えです。	原町区 地域協議会
9	全体的に「未利用公共施設」を譲渡又は貸付することは、市にとって税収等を考えていることは賛成をします。 しかし、それが即コミュニティの形成と醸成につながるかは疑問があります。また、どれだけ雇用の創出につながるかも疑問が感じられます。	意見	説明	本条例を制定する目的は、未利用公共施設の有効活用により多額の維持管理費及び取り壊し費用等の財政負担を軽減することにあります。 そのほか、コミュニティの醸成や雇用の創出などの効果も期待できると考えています。	パブリック コメント
10	未利用公共施設の立地場所及びその周辺の環境等を考えてみると「主な想定利活用事業」の中でも限られた事業しか応募できないように思われます。	意見	説明	今回対象となる未利用公共施設は、立地場所や周辺の環境等もそれぞれであり、一般的に整備される産業団地と比較した場合、業種によっては活用が難しい場合もあります。 未利用公共施設の利活用の提案を公募するにあたり、サウンディング型市場調査等を行い、それぞれの施設の特徴を活かした業種等を考慮し進めてまいります。	パブリック コメント

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

○施設の利活用に関すること

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
1	空き施設となった以降に利活用したい企業等からの話はなかったのでしょうか。	質問	説明	過去に利活用についての問い合わせはありましたが、理由は様々あるものの企業側の利活用開始までの時間軸と当市の対応可能な時間軸が合わずに具体的な利活用にはつながりませんでした。今回、企業側のスケジュールに対応できるよう条例を制定したいと考えています。	小高区 地域協議会
2	現在、企業側からの希望により進めている案件はありますか。	質問	説明	現時点ではありません。	小高区 地域協議会
3	旧鳩原小学校に設置された農業学校は現在はやっていないのでしょうか。	質問	説明	農業学校については、旧鳩原小学校に隣接する旧鳩原幼稚園を整備し現在も開校しております。 一方で、旧鳩原小学校校舎等については、利活用されていない状況にあります。	小高区 地域協議会
4	旧福浦小学校は、文化財資料や備品を保管していると聞きますが、もし、利活用希望者がいた場合には、これらを他の施設などに移動して利活用することになるのでしょうか。	質問	説明	旧福浦小学校は、市文化財課が、資料等の文化財を一時保管しています。 文化財課では、新市建設計画において文化財の収蔵庫を将来整備したいと考えておりますが、新たに建設するのか、旧福浦小学校等の施設を活用するのかは未定の状態です。	小高区 地域協議会
5	市の方針としては、利活用希望者がいない場合は、取り壊すということでしょうか。	質問	説明	企業等に対しサウンディング型市場調査を実施し、利活用が見込まれる施設については、公募をしていく考えですが、1回のみの公募で応募がないからといって、すぐに取り壊す事にはならないと考えています。場合によっては、条件を変えるなどして複数回の公募も想定しています。それでも利活用が進まない施設については、最終的には取壊しをしていく考えです。	小高区 地域協議会

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
6	農業学校の修学年限は1年なので、学生のためにも旧鳩原小学校は、農業学校の宿舎として整備し、学生のバックグラウンドの支援をしていくべきと考えます。	意見	説明	現時点でその考えはありません。	小高区 地域協議会
7	旧鳩原小学校や旧福浦小学校は裏山のがけ地の関係で利活用が難しいと聞きましたが、どのようなになっているのか教えてください。	質問	説明	旧福浦小学校については、福島県が指定する土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーンに指定されており、対策を講じない限り集客施設として開発することは難しいと確認しています。また、旧鳩原小学校についても土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を受けております。小学校として利用されていた場所ではありますが、平成13年4月に土砂災害防止法が施行されて以降に区域の指定がされております。	小高区 地域協議会
8	例えば老人福祉センターは、民間企業が老人のみを対象でなく運営すればよいのではないのでしょうか。あるいは、福祉施設にできないか、一般の方の利用もできる施設にできないかなど、この条例の前段で各施設の用途廃止についての庁内調整はどうなっているのでしょうか。	質問	説明	これらの施設については、用途廃止前に各所管課において、他の課所も含めた中で他の行政目的に利用できないか検討をしたうえで、市では使用しないことを決定し、用途廃止に至っています。このような施設については、公有財産管理課に集約し、今後、民間事業者等による新たな利活用について検討していくこととなっています。	小高区 地域協議会
9	旧鳩原小学校について、農業学校と一体的に六次化産業等の施設や林間学校としての活用が良いと思います。	意見	－	今回、いただいたご意見については、今後の利活用に向けて参考とさせていただきます。	小高区 地域協議会
10	旧金房小学校の整備については、今回の制度と同じような内容で実施したのですか。	質問	説明	今回の制度（条例素案）とは別の制度（国の復興関係の交付金）で整備されています。	小高区 地域協議会

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
11	旧八沢小学校は比較的新しい建物で、利用されなくなって間もないので、すぐに利用できそうだと考えますが、事業実施に当たって未利用公共施設の優先順位はあるのでしょうか。	質問	説明	ご指摘の通り旧八沢小学校は大規模な修繕等の必要性が少なく、利活用が望める施設の一つだと考えております。 現時点の想定としては、旧八沢小学校を含め複数の施設のサウンディング型市場調査等を行い事業を推進していきたいと考えています。	鹿島区 地域協議会
12	人口が減少する中において、一極集中ではなく、分散による地域の活性化が必要と考えます。既存の未利用公共施設を民間活力により利活用を図ることは良いことだと考えます。	意見	説明	未利用公共施設は、学校や老人福祉センターなど地域の拠点として利用されてきましたが、利用者の減少や施設の老朽化等から用途廃止されたものです。取壊しを行う前に民間活力により様々な形で地域の活性化等に使用できないかと考えております。一方で、利活用についての問い合わせがあっても、支援策の有無や企業側のスケジュールの関係などで実現には至っておりません。このようなことから、想定される取壊し費用の範囲内で支援を行い利活用を図っていきたいと考えています。	鹿島区 地域協議会
13	学校施設は、比較的新しく利用価値はあると考えます。いずれ上真野小学校が統合されれば、S Aと関連した活用が見込まれると思います。	質問	説明	上真野小学校は、教育委員会において再編の検討がされていると承知しています。仮に統合され、市の活用が見込まれない場合は、サウンディング型市場調査を行い、民間企業の意見をもらい、公募をしていく中で、S Aなど集客施設との連携が図られる可能性はあると考えます。	鹿島区 地域協議会
14	企業等からの問い合わせに対し、どのようなことがハードルとなり利活用が図られてこなかったのでしょうか。	質問	説明	譲渡や貸付の価格を施設の規模に応じて積算すると相当の負担となることなどから利活用に至っていない状況です。 本支援策を講じることにより、利活用が促進されるものと考えています。	鹿島区 地域協議会

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
15	旧農村体験実習館（旧ハートランドはらまち）は、現状のままで利活用は難しいと思われます。 山の自然等の開拓ができれば、自然の地形を利用するのキャンプ場が望ましいと思われます。	意見	説明	旧農村体験実習館（旧ハートランドはらまち）は、他の施設と比較して老朽化が激しく、大規模な改修をしなければ利活用が難しいと捉えています。 サウディング型市場調査等を行い、施設の活用が不可能な場合などは、取り壊しも含め検討します。 キャンプ場への利活用については、ご意見として伺います。	パブリック コメント
16	原町と小高の旧老人福祉センターは現状のままで利活用は困難と思われるので、解体して空地にしてから譲渡を検討した方が早めの対応ができるようにも思われます。	意見	説明	未利用公共施設の利活用の提案を公募するにあたり、サウディング型市場調査等を行い、それぞれの施設の特徴を活かした利活用を想定していますが、施設の老朽化等に伴い、活用が不可能な場合などは、ご意見いただきました対応も想定してまいります。	パブリック コメント
17	旧八沢小学校は、耐用年数も十分にある新しい施設なので、他の未利用財産とは別と考えます。体育館は市民に使用してもらいたいと思います。	意見	－	旧八沢小学校の体育館については、令和7年4月から、以前のように地元のスポーツ少年団の活動などに使用できるようにしています。現時点において市では、恒久的にスポーツ施設として管理していく考えはありませんので、利活用が決まるまでの間について、貸し出しをしている状況です。	パブリック コメント

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

○その他

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
1	東日本大震災により公共施設が活用されなくなってから相当の期間が経過した今、このような対応をするというのは遅すぎると感じます。	意見	説明 意見	利活用していない期間が長期化することで老朽化に伴う修繕等が必要となるところが多くなってきていることから、今回、条例による支援策を講じるものです。なお、この取組みは県内でも2番目の取組みであり、支援内容は最も充実していると捉えております。	小高区 地域協議会
2	20km圏内の公共施設は、利活用の見込みがない場合に、個人の住宅のように環境省に取壊してもらうことはできなかったのでしょうか。	質問	説明	環境省の制度を活用する場合には、公共施設を取り壊す判断を平成28年度までに行う必要がありましたが、多くの住民の帰還を目指してきた中で、公共施設の取壊しを判断することは困難であったことから環境省の取壊しの対象にはなりませんでした。	小高区 地域協議会
3	市の判断が遅いために利活用が進まなかったと思われるので、今後はスピード感をもって対応してほしいと考えます。	意見	説明	今回の条例制定等により未利用公共施設の利活用に対し、迅速な対応が可能となります。	小高区 地域協議会
4	おだか交流センター建設の際に温浴施設の案もありましたが、旧小高老人福祉センターに温浴施設があることを理由に、おだか交流センターには設置されなかった経過があります。このような経過からすれば、旧小高老人福祉センターは、温浴施設として改修し、住民が気軽に集まれる場所として整備すべきであると考えます。未利用公共施設とされているのは残念です。	意見	説明	旧小高老人福祉センターについては、利用状況や施設の老朽化などから令和6年3月をもって用途廃止となっており、市が改修して整備する予定はありません。	小高区 地域協議会

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
5	普通財産となった以降もどのように活用するかというのは、庁内の検討組織などで検討しているのでしょうか。すべて今回の制度に載せて、譲渡や賃貸や補助とする前に、取り壊しも含めて検討すべきと考えますがいかがでしょうか。	質問	説明	進め方としては、民間企業等にサウンディング型市場調査を行う中で、利活用が難しい施設については、取壊しの選択肢も含めて庁内において公共施設の検討協議を行う公共施設等マネジメント推進委員会で方針を決定し、利活用が図られる施設については民間企業等に公募をかけていく考えです。	小高区 地域協議会
6	旧小高老人福祉センターは給水設備の漏水があって使用できないと聞きました。現状のままで譲渡や貸付を行い、施設整備の補助をするとのことですが、市で最低限の補修はやるべきではないでしょうか。	意見	説明	旧小高老人福祉センターの漏水は把握しており、相当の改修費用も想定されるため修繕には至っていない状況です。 基本的には、市では修繕等は行わず、施設改修の補助の中で改修及び修繕を行っていただく考えです。	小高区 地域協議会
7	公募期間はどのくらいの期間と考えていますか。 また、応募がない場合の取壊し想定はしておくべきではないでしょうか。	質問 意見	説明	公募期間は数か月程度を想定し、応募がない場合は複数回公募を行うことを想定しています。ある程度の期限を設けて民間企業の提案を受け、利活用を図りたいと考えています。 また、取壊基準については必要であると考えておりますので、今後、検討してまいります。	小高区 地域協議会
8	飯崎地区の産業団地も今回の制度案と同様に固定資産税相当額の支援はあるのでしょうか。	質問	説明	飯崎地区の産業団地は、国の福島再生加速化交付金で整備しているため、譲渡することには制限がありますことから、貸付としています。土地の所有権が市にありますので、土地の固定資産税は課税されております。	小高区 地域協議会
9	旧小高商業高校の土地の譲渡については、評価額の1/2と聞きましたが、今回の市の制度では1/10で譲渡としています。市の考えとして条例を検討しているわけですが、今回の条例の考えを含めて、改めて県と交渉するべきではないでしょうか。	意見	説明	今回、いただいたご意見については、担当部署と情報を共有させていただきます。	小高区 地域協議会

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
10	市が想定する利活用想定事業には、集客施設も多くありますが、消防設備の制限等について、民間企業の場合は制限はないということでしょうか。	質問	説明	土砂災害特別警戒区域等の指定による制限及び消防設備の制限については、事業実施主体が行政と民間企業で相違が生じることはありませんので、同じ制限の下で、民間企業の多彩なノウハウによって事業展開できる方法を検討いただき、提案いただきたいと思います。	小高区 地域協議会
11	平成29年に策定した公共施設等総合管理計画では20年間で25%の施設総量の縮減を掲げていますが、期間の概ね半分が経過する中で、進捗状況はどのようになっていますか。 新たに建設している施設もあり、計画が進んでいないと思われますがいかがでしょうか。	質問	説明	令和6年度時点で11.2%の進捗率となっており、計画よりも若干進んでいる状況にあります。 一方で、用途廃止後の施設の維持管理費、利活用する際の高額の修繕費等、今後はこれまで以上の財政負担が見込まれることから、これらの課題へ対応するため本支援策を推進するものです。	小高区 地域協議会
12	サウンディング型市場調査はどのように行う考えですか。	質問	説明	国交省や他自治体の例を調査研究しているところですが、過去に未利用公共施設について同様の調査を行った際には金融機関とつながりのある企業から調査に協力いただいています。過去の経過も踏まえながら、新たに興味を持つ企業へ積極的にアプローチしてまいります。	鹿島区 地域協議会
13	過去に上真野地区に地域の拠点となる生涯学習センターの設置を要望してきました。上真野保育園も現在使用されていますが老朽化しております。新しい公共施設を建設するばかりではなく古い施設を活用しながら上真野地区に生涯学習センターを設置する考えがあれば教えてください。また、設置が必要と考えますので引き続き要望いたします。	質問 意見	説明	未利用公共施設については、所管課から公有財産管理課に所管替えされる際に庁内での利活用希望を確認しますが、今回の9施設は特に利活用希望はありませんでした。このことから民間企業等の力を借りながら進めていく考えです。現時点において、上真野地区に生涯学習センターの設置の構想はございません。	鹿島区 地域協議会

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
14	西会津や石川町では廃校が地域の活性化に繋がる利活用がされている。利活用する民間企業には利益追求だけではなく、地元と繋がりを持ち、地域活性化にも貢献してほしいと考えます。	意見	説明	契約や協定などで地域との連携等が図られるよう検討してまいります。	鹿島区 地域協議会
15	9施設の年間の維持費はどのくらいかかっているのでしょうか。	質問	説明	令和7年度の事業科目の事業費としては1,800万円程度となっています。	鹿島区 地域協議会
16	ある自治体においては、廃校をウイスキー醸造の企業が利活用しているが、校舎は一部損傷していたり、校庭の管理もなく、課題があると感じています。譲渡や貸付の際には企業側と十分に相談が必要と思います。	意見	意見	今回、いただいたご意見については、今後の取組において参考とさせていただきます。	鹿島区 地域協議会
17	全国的に少子化により学校施設等の廃校の問題が生じているが、南相馬市にあっては、原発事故によりその流れが早まっている。このことは国などの責任もあるので、売却、貸付、取り壊しのいずれにしても市の費用がかかる部分は要望していくべきと考えます。	意見	意見	市ではこれまでも原発事故からの復旧・復興に関する様々な要望を国へ行ってまいりました。 今後においても、被災地の復興が停滞することのないよう、新たな課題への対応も含め、引き続き国が責任を持って、しっかりと支援するよう要望してまいります。	鹿島区 地域協議会
18	未利用公共施設へのアクセスを考えたとき、大型車両の出入りが難しいと思います。 企業によっては、アクセス道路の改修が必要になるかもしれないと考えます。	意見	説明	各施設の状況によっては、必要な対応を行ってまいります。	パブリック コメント

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
19	幼稚園2カ所とも小学校の敷地内にあるため、小学校利用と一体的、又は関連のある事業に限られるように思われます。	意見	説明	幼稚園及び小学校の利活用については、一体的な活用を想定しています。 ただし、サウンディング型市場調査等で一体的な利活用は困難との意見が出された場合や公募を行っても応募がない場合などは、施設を分割して公募することも含め、柔軟に対応していく考えです。	パブリックコメント
20	小学校の出入りを考えた場合、現状の道路からの出入口の大規模改修が必要とされ利便性が悪いようにも思われます。	意見	説明	各施設の状況によっては、必要な対応を行ってまいります。	パブリックコメント
21	施設の譲渡及び貸付は、難しいものがあるように思われます。 また、各施設について、簡単な情報の提供があれば、検討がしやすくなると思われます。	意見	説明	本支援制度の柱である「民間企業等と市の双方にとって、メリットのある賃料設定」「民間企業等と市の双方にとって、メリットのある譲渡価格設定」「施設整備費用の支援」に基づき、利活用を促進してまいります。 また、未利用公共施設の利活用情報や支援制度については、市ホームページへの掲載をはじめ、民間企業等へ積極的にPRしてまいります。	パブリックコメント
22	未利用施設の中には、すでに市ホームページに掲載されているものもありますが、いまだに応募がないと認識しています。今回の支援策を講じて、どのくらいの応募があると見込みを立てているのでしょうか。	質問	説明	現在、市ホームページにおいて未利用公共施設の利活用希望者募集の掲載をしています。 年に数回の問い合わせ、相談を受けていますが、利活用までは至っていない状況です。 今回の支援策を講じることにより、減額又は無償での貸付・譲渡を行えること、民間企業等の要望へスピーディーに対応できることとなります。 加えて現在検討中ではありますが、改修費用等の補助金の交付も想定しています。 現時点で想定される応募数も見込むことは難しいですが、本支援策を講じることにより、利活用が促進されるものと捉えております。	パブリックコメント

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
23	国の被災地への企業進出に対する補助金が双葉郡に手厚くなっている現状で南相馬市の立地条件があまりよくない所への進出はどのくらいの応募があると見込みを立てているのか。	質問	説明	現時点で想定される応募数も見込むことは難しいですが、本市の未利用公共施設を活用するメリットとしては、①既に施設があり改修すれば使用できるため、一から建設せず期間が短縮できる。②従業員（家族含む）の生活環境が充実している。③雇用が確保しやすい。などが見込めるた利活用が促進されるものと捉えております。	パブリック コメント
24	市として未利用施設の存在、市独自の支援策等のPR不足ではないでしょうか。市ホームページに掲載しているだけではPRしているとは言えません。	意見	説明	現在、市ホームページにおいて未利用公共施設の利活用希望者募集の掲載をしていますが、ご意見いただいたとおり、市ホームページ以外でPRは行っていない状況です。 今回の支援策に関する条例が制定され、活用できる状況になりましたならば、市ホームページへの掲載、マスコミや民間企業等の関係機関・団体へ積極的に情報提供を行い利活用を推進してまいります。	パブリック コメント
25	募集をかけても、いつまでも応募がないままで推移したら、負の資産が増加するだけです。募集をかけて何年したら次のステップ（建物を解体して更地にするとか）に進んで行く方向性は考えているのでしょうか。負の資産を減らしていくためにも考えておく必要があると思います。	質問	説明	未利用公共施設の利活用の提案を公募する前に、サウンディング型市場調査等を行います。 調査の中で老朽化が激しく活用が不能と判断されるものや公募を行っても応募がない場合などについては、施設を取り壊すことも想定しています。 取り壊す時期については、多額の費用が見込まれますので、年次計画等を立て対応していく考えです。	パブリック コメント
26	小高区の就業改善センターやコミュニティセンターは、公共施設等再編個別計画では令和8年度までに「複合（移転）」となっていますが、今回の制度の対象となる公共施設に含まれていないのはなぜですか。	質問	説明	現時点では、所管課において今後の利活用や地元との調整を行っている段階であり、今後、市の利活用が見込まれない場合は、支援対象施設になり得ると考えています。	パブリック コメント

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
27	今回の制度では、市の補助金を伴うので、財源の課題はありますが、企業側からすると、複数の選択肢を同時に情報提供してもらったほうが利活用が進むのではないのでしょうか。	意見	説明	サウンディング型市場調査を経て、利活用が見込まれる施設について、順次対応していく考えです。	パブリックコメント
28	以前に建物の取り壊しの方針を決めていたものもあったと思いますが、その時に解体しておけば、震災後の住宅需要の高まり等の中で処分できたものもあったと思われます。	意見	説明	ご意見をいただいた施設については、今回の制度のなかで、改めて利活用の可能性を検討してまいります。なお、市としての住宅用地の供給については、防災集団移転促進事業や、大木戸住宅団地宅地造成事業により対応してきたところです。	パブリックコメント
29	市では、未利用財産として処分できずに困っている財産を複数抱えている一方で、旧小高商業高校を買い受けることや、鹿島サービスエリア周辺の用地を取得し開発するなど、実施していることが理解できません。	意見	説明	各事業については、各々、目的をもって実施しておりますのでご理解をお願いいたします。	パブリックコメント
30	環境省の取壊しを活用すべきだったと考えます。	意見	説明	環境省の制度を活用する場合には、公共施設を取り壊す判断を平成28年度までに行う必要がありましたが、多くの住民の帰還を目指してきた中で、公共施設の取壊しを判断することは困難であったことから環境省の取壊しの対象にはなりませんでした。	パブリックコメント

■南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続に係る意見等に対する市の対応方針について

No.	意見・質問		市の考え方		提出先
	内 容	区 分	対応区分		
31	利活用できない場合に、原因者である東京電力に責任を求めることも必要と考えます。	意見	説明	原発事故以降に利用されていない20 k m圏内の公共施設については、今後の利活用が見込まれない場合、賠償請求をしていく考えです。	パブリック コメント